

高崎市・安中市消防組合消防局告示第2号

避雷設備の位置及び構造として日本産業規格に適合するものの指定についての一部を  
改正する告示を次のように定める。

令和7年2月27日

高崎市等広域消防局長 中村 均

避雷設備の位置及び構造として日本産業規格に適合するものの指定についての  
一部を改正する告示

避雷設備の位置及び構造として日本産業規格に適合するものの指定について（平成11  
年高崎市等広域市町村圏振興整備組合消防局告示第4号）の一部を次のように改正する。

本則中

- 「1 J I S A 4 2 0 1（建築物等の雷保護）－2 0 0 3  
2 J I S A 4 2 0 1（建築物等の避雷設備（避雷針））－1 9 9 2」を  
「J I S Z 9 2 9 0（雷保護）－3－2 0 1 9」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に設置されている又は告示の施行の日から起算して1年を経過する日までにその工事に着手する建築物等の避雷設備のうち、この告示の規定に適合しないものについては、なお従前の例による。